

令和5年度 食品の安全・安心シンポジウム 議事録

日 時：令和5年11月15日（水）13時30分～16時

場 所：岐阜県庁 1階ミナモホール（岐阜市藪田南2-1-1）

テーマ：輸入食品

質疑応答・意見交換

（司会）

それでは、時間になりましたので、質疑応答・意見交換を行いたいと思います。

壇上には、先ほどご講演いただいた名古屋検疫所の勝部（かつべ）様、岐阜県保健環境研究所の南谷（みなたに）専門研究員、岐阜市保健所 副所長兼食品衛生課長の山崎、岐阜県生活衛生課 食品安全推進室長の安江が登壇しております。

それでは、皆様からいただいたご質問・ご意見を、ご紹介した後、登壇されている方にお答えいただきます。

なお、広く情報提供させていただくことを目的に、今回のシンポジウムの内容とご質問の内容について、後日、岐阜県のホームページにて概要を公表する予定としておりますので、ご了承ください。

それでは一つ目の質問です。

こちらは参加申し込みの時に、事前質問に記載いただいた内容になりますが、「日本と海外の添加物、農薬には国の機関の安全基準の違いがあるが、それはなぜか」という質問をいただいております。

では、勝部先生、いかがでしょうか。

（名古屋検疫所 勝部）

先ほど、南谷先生の講義でも説明があったと思いますが、農薬の基準値は、定められた方法で使用した際の残留濃度等に基づいて設定されています。また、国際基準があるものについては、国際基準を参照します。

そういった残留基準値について、長期間摂取した場合や、高濃度残留している食品を短期間に摂取した場合であっても、人の健康を損なわないかということを確認しているところです。

各国の違いに関して、農薬の使用方法等は、その国の気候や病害虫の発生状況、栽培実態を踏まえてそれぞれで定められているから、国ごとに残留基準値も異なっています。なので、一概に、海外の基準と日本でどちらが厳しい、ゆるいとは言えないのではないかとこのころです。

(司会)

ありがとうございます。

続いて、「輸入食品の残留農薬は、人体にどのくらい影響があるのか」という質問をいただいております。

同じく勝部先生、いかがでしょうか。

(名古屋検疫所 勝部)

今日の講演で説明した内容になりますが、輸入食品に限らず、国内の食品も同じ残留農薬の基準値で見ているので、輸入食品だから特に人体に影響があるということはないのではないかと考えております。

(司会)

補足で、南谷専門연구원お願いします。

(岐阜県保健環境研究所 南谷)

今回の講演で、県内外の残留農薬の検出状況について少しご紹介させていただきましたが、例えば、農薬の中には「不検出基準」が設定されているものがあります。どういうものかといいますと、遺伝毒性、発がん性があり少量でも健康への被害が懸念される物質なのですが、そういうものが、検出されて違反になるという事例が、輸入食品の場合にあります。それで大きなニュースになったりもします。そういうものについては、検疫所でもかなり厳しくモニタリングしていますし、基準値も一律基準の 0.01ppm よりさらに低い 0.001ppm や 0.002ppm という非常に低い濃度に設定されている等の対策が行われていますので、まず健康への被害というのは考えにくいのではないかと考えております。

(司会)

ありがとうございました。

もう一つ、本日いただいた質問ですが、岐阜市保健所への質問になります。

「講義スライドの岐阜市に流通する輸入食品の検査項目について、食品添加物にはたくさん種類があるのに、4つだけに絞っているのは、よく検出される4つを精査した上で検査されているのか」といったご質問です。どのように検査項目を決めているのかをお知りになりたいのではと思います。

(岐阜市保健所 山崎)

ご質問ありがとうございます。

お尋ねいただきました内容は、岐阜市の資料の3枚目にあります、衛生試験所の写真が載っている隣のスライドのうち、加工食品の添加物の検査項目数のところだと思います。

こちらにおきましては、これまでの全国の違反事例等を参考にしまして、検査項目を決めているというのが1つの理由でございます。実は、どの施設でも検査できるという状況にはございません。検査可能な項目というのは、どうしても限られてまいります。といいますのは、岐阜市の施設は、検疫所や県機関と比べると、機器の整備状況の違い、人材の違いも影響しております。

今後の課題としまして検査項目の見直しを考えていきたいと思っております。

(司会)

ありがとうございます。

岐阜市や岐阜県でも食品添加物の検査を行っておりますが、スーパー等に行っても簡単にとってくるわけではなく、この食品には、この検査をした方がいいだろうという、ということを考えながら収去しております。

収去の仕組みついて、岐阜県から少し説明をお願いします。

(岐阜県 安江)

岐阜市保健所の説明であったように、岐阜県でもお店に行くと1つ1つの食品を確認しながら、収去をしております。保存料、着色料、甘味料、ワインに使われている酸化防止剤などの検査をしています。県においても、検査技術もありますし、機械も高いため、できる範囲で検査をしています。市は保健所をもっているのもので独自で検査をしており、エリアが岐阜市と県で異なりますので、県の保健所が岐阜市で検体を採取するという事はしておりません。ただし、岐阜市のスーパーで、岐阜市以外の住民が買い物をすることもあります。またその逆もありますので、情報を共有しながらやっております。

また、年1回、検疫所や東海地区の自治体を集めた会議を行っております。そこでは、他県がどのような検査をしているのか、どのように食品の安全性を確保しているのかを共有しており、それを踏まえて各自治体でどのような検査をするかということを決めております。岐阜市の検査項目は4項目ということですが、総合的に見て検査しているということをご理解いただければと思います。県も岐阜市よりは検査項目が多い状況ですが、全ての項目を検査できているわけではありませんので、実際の検出事例も見ながら、機械を購入したり、技術を高めながらやっていきたいと思っております。

(司会)

ありがとうございます。

では、南谷専門研究員。これまでに、岐阜県保健環境研究所で岐阜県における残留農薬の検査項目の拡充に携わっていますが、1つの農薬の検査項目を増やすにあたって、どのような過程を踏んで検査が可能になるのでしょうか。

(岐阜県保健環境研究所 南谷)

農薬の検査項目の数というのは、化学物質としての農薬の数のことです。まずは、農薬の量を正確に測るためには、純度の高い試薬がないと量が測れません。まずは、そういった試薬（標準物質）が入手できるかがネックになりますし、仮に入手できたとしても、化学物質は成分ごとに物性が様々なので、1つの試験法でひとくくりに検査できるわけではありません。また、高い精度で検査しようと思えば、事前に色々な食品で、正確に量が測れるかを試しておく必要があります。色素の多いハウレンソウや油分の多いダイズなど、10種類くらいの特色のある農産物を選んで、農薬の標準物質をあらかじめ決めた濃度（例えば0.01ppm）を添加して、前処理と測定を繰り返した場合に、正確な値が得られるかを確認するといった、試験法の性能を検証する作業（妥当性評価）をした上で、検査の結果を出せるようになります。事前に膨大な作業を経て、検査結果を出しているという状況です。

(司会)

ありがとうございます。

最後に、勝部先生。これまでに、たくさんの検疫所をまわられ、現在も名古屋検疫所で多くの審査をされていると思いますが、年代によってある食品の違反が多くなったり、場所によって特徴的なモニタリングの結果が出たりする等の裏話をお聞きすることはできますでしょうか。

(名古屋検疫所 勝部)

違反に関してではありませんが、特徴がある検疫所はあります。港と空港で貨物が違ってきました。港には冷凍食品や大量に入ってくるもの、例えば穀物等が入ってきます。空港には、少量で価値が高いものやそのままスーパーに並んだりするような食品が入ってきます。また、ナダテココヤタピオカが流行ったりすると、そういった輸入が増えます。私は以前、福岡の門司というところにいたのですが、下関という土地がありまして、そこはすごく特徴的です。下関といえばふぐのイメージがあるとおおり、他に比べて、ふぐの輸入が多いところですよ。

(司会)

ありがとうございました。

予定していた終了時刻を少し過ぎておりますので、これにて意見交換を終了させていただきます。登壇いただきました皆様、どうもありがとうございました。